

**鳥取県告示第322号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
地建開発有限会社 代表取締役 岸本知行	鳥取市吉方温泉 一丁目455	介護付有料老人ホーム かる美咲園	鳥取市賀露町南五丁目1757 -336	平成21年3 月31日
〃	〃	デイサービスセンター かる美咲園	〃	〃